

鳥取県社会的養育推進計画

令和2年9月策定

(令和7年10月改訂)

第1 鳥取県社会的養育推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号。以下「平成28年改正児童福祉法」という。）において、昭和22年の制定時から見直されていなかった理念規定が改正され、こどもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、こどもの「家庭養育優先原則」が明記されました。その後、厚生労働大臣の有識者会議である「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により、平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン（以下、「新ビジョン」という。）」が取りまとめられ、市区町村におけるこども家庭支援体制の構築や児童相談所改革等に加え、里親への包括的支援体制の構築、乳児院、児童養護施設等の施設の高機能化及び多機能化・機能転換の取組等、平成28年改正児童福祉法の理念を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が示されました。

そのため、本県においては、里親等への委託の推進や施設の小規模化・地域分散化の取組を推進するために、平成27年3月に策定した「鳥取県社会的養護推進計画」を全面改訂し、平成28年改正児童福祉法の理念や新ビジョンが示す内容を踏まえ、在宅での支援から代替養育やこどもの自立支援など、今後の社会的養育に関する施策の充実に向けて、県や関係者・関係機関が取り組むべき方向性を定めた「鳥取県社会的養育推進計画（以下、「前期計画」という。）」を令和2年9月に策定しました。

しかしながら、里親委託推進に関する取組が十分ではない状況や児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加を続けている等の状況を踏まえ、令和4年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「令和4年改正児童福祉法」という。）においては、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずる内容の改正が行われました。

本計画は、これらの経緯を踏まえて、これまで本県が取り組んできた社会的養育施策の実施状況についての点検・評価を行い、前期計画を見直し、新たな数値目標等を追加し、今後の社会的養育施策の充実に向けて、県や関係者・関係機関が取り組むべき方向性について定めるものです。

2 計画の位置付け

本計画は、前期計画に定める内容を見直すとともに、「都道府県社会的養育推進計画」の策定について（令和6年3月12日付子支家第125号こども家庭庁支援局長通知、以下「計画策定通知」）という。）で示された新たな項目を盛り込んだ「鳥取県社会的養育推進計画」として策定する計画となります。なお、本計画は、計画策定通知に基づいて策定する計画であり、計画に記載する内容は次の12項目となっています。

また、本計画の趣旨は、「シン・子育て王国とっとり計画」の内容の一部としても定められています。

- 鳥取県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
- 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込み
- 一時保護改革に向けた取組
- 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障としての取組
- 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- 児童相談所の機能強化等に向けた取組
- 障害児入所施設における支援

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度を始期とし、令和11年度を終期とする5年間とします。
なお、必要がある場合は、適宜、計画内容の見直しを実施することにします。

第2 鳥取県社会的養育推進計画

1 鳥取県における社会的養育の体制整備の基本的考え方

平成28年改正児童福祉法では、こどもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合にはパーマネンシー保障¹となるような特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進める（家庭養育優先原則）こととされました。これらが適当ではない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」、小規模化かつ地域分散化された児童養護施設等で養育されるよう必要な措置を講ずることとされ、施設の小規模化かつ地域分散化に向けた方向性が示されました。また、これらの施策を進めるにあたっては、平成28年改正児童福祉法第2条で、何よりもこどもの最善の利益を優先されなければならないことも明記されています。

また、令和4年改正児童福祉法においては、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利擁護が図られた社会的養育施策を推進することとされています。

本県では、こどもの権利保障とこどもの最善の利益を実現することを基本的な考え方とし、在宅での支援でも代替養育における支援でも、全てのこどもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることを保障することができるよう、社会的養育の体制整備を推進します。

具体的には、先に記載した12項目を「こどもの権利擁護に関する取組」、「在宅支援の充実」、「里親委託の推進」、「施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等」に向けた施設運営の充実、「児童相談所の体制強化」、「社会的養護経験者等の自立支援」の6つの柱に分類し、各柱に関連する必要な施策の実現を図ることに努めます。

（1）こどもの権利擁護の推進

児童虐待の未然防止やこどもの権利擁護について、これらの重要性を広く県民に周知するための啓発活動を積極的に実施します。また、里親・児童養護施設等で生活するこどもや一時保護中のこどもの権利擁護を図るため、当事者であるこどもの意見表明権を保障するため、こどもから適切に意見聴取することはもとより、こども自身がこどもの権利について学ぶことへの支援を実施し、こどもの意見表明をサポートまたは代弁する仕組みの充実に努めます。

①児童虐待の未然防止やこどもの権利擁護の重要性に関する啓発活動の充実（「共同親権³」「こどもの性暴力防止法⁴」といった新たな制度にも適切に対応します。）

②こども自身がこどもの権利を学ぶ取組に対する支援と社会的養育施策検討過程へのこどもの参画

③児童相談所の措置を伴う場面におけるこどもへの意見聴取の確実な実施と意見表明支援等施策の充実

¹ 永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障

² 平成28年改正児童福祉法において明記された「こどもの家庭養育優先原則」に則り、小規模グループケアや一時保護委託の受入れ、里親支援機能の強化、市町村と連携した在宅支援等を進めるもの。

³ 離婚後も父母双方がこどもの親権を持つこと。令和6年の民法改正により制度化。令和8年5月24日までに施行される。

⁴ 令和6年6月26日公布。学校や児童福祉施設等において、従事者による児童への性暴力の防止等の措置を講じることを義務付ける。

（２）在宅支援の充実

市町村は、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関である「こども家庭センター」による相談支援を通じ、支援が必要な家庭等に対して必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や様々な課題がある世帯等への支援を効果的に実施し、児童相談所は、安全かつ健全にこどもが育つことのできる家庭の維持に向け、適切な在宅支援を行います。

- ①市町村における相談支援体制等（こども家庭センターの設置促進と家庭支援事業の実施等）の充実とその取組への支援
- ②児童福祉施設等を活用した在宅支援の機能強化
- ③妊産婦等の支援に向けた取組の充実

（３）里親委託の推進

代替養育が必要となる場合の支援について、里親やファミリーホーム^５「以下「里親等」という。」での養育が望ましい場合は、里親等での養育を原則とします。里親等での養育が望ましいこどもが確実に里親等での養育が行われるよう、里親に対する支援体制の充実を図ります。

また、実親の下での養育や家族再統合が極めて困難なこどもについて、永続的に安定した養育環境が保障できる特別養子縁組制度の活用を推進します。

- ①里親等委託の推進と包括的な里親支援施策の充実
- ②特別養子縁組制度の推進のための取組

（４）施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた施設運営の充実

こどもの特性や年齢等の事情により、里親等での養育より乳児院や児童養護施設での養育の方が適当と判断される場合は、生活単位が小規模化かつ地域分散化された施設での養育を原則とし、その環境整備を図り、併せて、施設の高機能化及び多機能化等に関する取組を推進します。

施設機能の充実と併せて、生活するこどもの権利が保障された施設とするため、こどもの意見表明ができる環境を整備し、こどもの権利擁護に関して高い意識のある職員の人材育成を図ります。

また、施設内で重大事案が発生した場合は、重大事案発生時における報告要領や公表指針に従って、適切な対応を実施し、安心安全な施設運営の充実を図ります。

- ①乳児院や児童養護施設における生活単位の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に関する取組の推進
- ②こどもの権利擁護が図られた施設運営の推進
- ③重大事案発生時における報告要領や公表指針に従った適切な対応の実施

（５）児童相談所の体制強化

こどもに関するあらゆる相談に適切に対応することができるよう児童相談所の専門性の向上と体制強化を図ります。児童福祉司等をはじめとする専門職員の配置の充実と人材育成に加えて、一時保護施設においては、こどもの権利擁護に関する取組の充実と、より個別性を尊重した一時保護が可能となるような体制強化を図ります。

- ①児童相談所の組織体制の強化と専門性の向上
- ②こどもの権利擁護と個別性を尊重した一時保護施設の運営

（６）社会的養護経験者等の自立支援

社会的養護経験者等（社会的養護経験者や被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等）に対する自立支援の強化に向け、令和４年改正児童福祉法において創設された社会的養護自立支援拠点事業の実施や児童自立生活援助事業の年齢制限弾力化の活用を積極的に行い、社会的養護経験者等の自立支援を推進します。

^５ 里親や支援員が５～６人のこどもを家庭に迎え入れて養育する事業。

2 社会的養育施策推進に向けての目標と具体的な取組み

(1) こどもの権利擁護の推進

【現状と課題】

- 本県では、児童虐待の未然防止やこどもの権利擁護に関する重要性を広く県民に周知するための啓発活動を継続的に実施してきました。また、令和5年6月から「県版アドボガシー事業⁶」を本格実施し、児童相談所一時保護施設の全てと一部の児童養護施設で、意見表明支援事業の実施を行っています。
- こどもの意見表明支援については、その重要性は理解されながらも、こどもが意見表明できる環境整備がまだ十分ではないため、意見表明支援員の確保や研修体制の充実が必要であるとの意見があります。

【取組の方向性】

- こども自身がこどもの権利を学ぶ取組みへの支援を実施し、こどもの意見表明支援事業については、意見表明支援員の増員を図り、県内の全ての児童養護施設等で意見表明支援事業が実施されることを目標とし、その取組みを推進します。
- 児童虐待予防に関する啓発活動に加え、アドボガシー制度、共同親権、こどもの性暴力防止法等のこどもの権利擁護に係る新たな制度に関する啓発や研修体制の充実を図ります。

【実現に向けた具体的な取組】

- これまで県・施設が、施設で生活するこども達と一緒に取り組んできた、こどもの権利に関する学習会を継続することと併せて、県児童養護施設協議会とも協働して、施設や里親等で生活しているこどもがこどもの権利擁護を学ぶ取組も充実します。また、児童相談所一時保護施設における生活の満足度アンケートや児童養護施設等におけるこどもの権利ノートの活用や意見箱の運営等、従前からの取組内容は必要に応じて内容を見直しながら継続実施します。
- 「県版アドボガシー事業」は、意見表明支援員の増員と研修体制の充実を図り、県内全ての児童養護施設等に意見表面支援員を派遣することを目標とします。現在、県家庭支援課で運営している「県版アドボガシー事業」は、より第三者性・独立性を担保するための事業運営のあり方を検討します。
- こどもの意見に対して、児童相談所や児童養護施設等が執った対応等を児童福祉審議会へ報告し、助言を求めるなど、児童福祉審議会を活用し、こどもの意見をこどもの生活等に反映させる取組みを推進します。
- 里親、社会的養護施設、市町村等の関係者を対象とした、こどもの権利擁護に関する研修を積極的に実施します。「共同親権」、「こども性暴力防止法」といったこどもの権利擁護に関連する新たな制度に関する理解・啓発にも努めます。

⁶ 児童相談所一時保護施設や児童養護施設などで生活するこどもの立場で、こどもの声を聴き、意見の形成や表出をサポートするアドボキッド（意見表明支援員）の派遣の他、当事者グループの活動支援等を実施。当該事業の運営等に当たっては、こどもや社会的養護経験者からの意見を聴いて実施することを原則としている。

【目指す姿】

- ・子ども自身が「こどもの権利」に関して学ぶ機会が保障され、子どもが自分の生活に関する重要な意思決定を行う場面に子ども自身が参加できている。
- ・子どもが意見表明した内容が、こどもの生活や社会的養育施策等へ反映されるような仕組みを構築している。

【主な目標指標】

項目	現状（令和7年3月末）	目標（令和11年度末）
こどもの権利に関する学習会への参加人数 （対象：児童養護施設等で生活する子ども）	13 人	25 人
意見表明支援員の増員	16 名	30 名
施設等への意見表明支援員の派遣（児童心理 治療施設、児童自立支援施設含む）	4 施設	9 施設

（２）在宅支援の充実**【現状と課題】**

- 市町村は、こども家庭センター⁷の設置促進と併せて、家庭支援事業⁸等の充実を図ることで、支援が必要な家庭を支え、虐待等に至る前の予防的支援を提供することが求められ、児童相談所は、こどもの安全の迅速な確保と適切な一時保護の実施はもとより、市町村が対応する個々の相談事例の支援に関する適切な助言指導等、市町村の後方支援をより積極的に実施すべきとの意見があります。
- 妊娠期に適切な支援を受けることができず、虐待により、子どもが死亡に至る事例があることを踏まえ、妊産婦等への支援の一層の強化も求められています。

【取組の方向性】

- 県内全ての市町村が、こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期を通じ、切れ目のない支援を実施し、母子保健と児童福祉の連携・協働はもとより、療育・教育等の関係機関との連携も強化し、こどもや保護者のニーズを満たす支援体制の構築を図ります。
- 各市町村の実情に合わせ、児童家庭支援センターや母子生活支援施設等の児童福祉施設の培ってきた養育に関する支援技術等を活用した家庭支援事業等の実施体制の充実を図るための市町村支援を実施します。
- 困難を抱える妊産婦等が相談支援を受けやすい体制整備を図るとともに、相談窓口や子育て支援サービスの利用方法等に関するわかりやすい情報発信に取り組みます。

【実現に向けた具体的な取組】

- 「こども家庭センター」については、令和9年度までに県内全ての市町村が設置できるよう市町村の取組を支援します。
- 家庭支援事業については、特に利用ニーズの高い「子育て短期支援事業」、「子育て世帯訪問支援事業」を多くの市町村で実施できるよう、県においても地域資源の掘り起こしや、事業実施に向けての市町村支援を行います。親子関係形成事業等、小規模市町村では単独で実施することが難しい事業については、近隣市町村との共同実施等も含めて、その実施方法に関する市町村支援を行います。
- 市町村及び児童相談所において、児童家庭支援センターにおける指導委託の活用を積極的に推進します。本県の児童家庭支援センターは、運営する社会福祉法人が乳児院等も運営しているため、子育て

⁷ 従来から市町村が持つ母子保健機能と児童福祉機能を統括することにより、こどもや妊産婦、子育て世帯に対する一体的な支援を切れ目なく対応することを目的に、令和4年改正児童福祉法で新設。

⁸ 児童福祉法第21条の18に規定された6つの事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）を指す。

世帯訪問支援事業や養育訪問支援事業の実施に対応できるノウハウも有しているため、多くの市町村からこれらの事業が受託できるよう児童家庭支援センターの運営に関する支援も行います。

- 母子を分離せずに支援することができる母子生活支援施設は、在宅支援サービスにおいても親子分離を防ぐ予防的な支援等を実施できる機能がある強みを活かし、子育て支援短期入所事業や親子関係形成事業といった事業を市町村から受託できるよう、母子生活支援施設への運営支援も行います。
- 児童相談所の一時保護委託や市町村の子育て短期入所支援事業を依頼できる里親を増やし、地域で子どもを支える里親も増やしていきます。
- 支援を必要としている妊産婦等が相談できる窓口や利用できる子育て支援サービス等のわかりやすい情報発信に努めます。
- 妊娠から出産、出産後の生活支援を含めた支援が提供できる「妊産婦等生活援助事業⁹」の乳児院や母子生活支援施設での実施を検討します。

【目指す姿】

- ・ライフステージや相談内容に応じた様々な支援メニューが整備されるとともに、子どもや子育て当事者に相談窓口が十分周知され、当事者の悩みや困りごとの解消と安心感につながっている。
- ・家庭、地域において、全ての子どもが安全に安心して過ごせるよう、県内全ての市町村に設置された子ども家庭センターを中心として、切れ目のない総合的な支援が行われている。
- ・頼ることができる者がいない、出産への準備等が十分にできない等、支援を必要とする妊産婦やその子どもへの支援体制が構築されている。

【主な目標指標】

項目	現状（令和7年3月末）	目標（令和11年度末）
子ども家庭センターの設置	5市町村	19市町村
子育て短期支援事業の実施市町村数	16市町村	19市町村
子育て世帯訪問支援事業	10市町村	19市町村
児童家庭支援センターへの指導委託件数	32件	50件
妊産婦等生活援助事業の実施	0箇所	2箇所

（3）里親委託の推進

【現状と課題】

- 家庭養育優先原則により、新たに社会的養護が必要となった子どもは、里親・ファミリーホーム（以下「里親等」という。）への委託を優先して検討していますが、本県では、里親等よりも、乳児院や児童養護施設等を利用する子どもの方が多い実情があります。（令和7年3月末時点の里親委託率：3歳未満（18.2%）、3歳以上就学前児童（25.6%）、学童期以降の児童（28.0%））また、里親登録数は、近年、120世帯前後で推移し、登録数が増えていない課題があります。
- 里親委託率の向上にあたっては、里親登録数を増やすことも重要であり、これまでの広く県民に向けた啓発活動を中心としたリクルート活動に加え、保育士等の子どもに携わる業務に就いている者への里親制度説明会を実施することで、里親登録の増加に繋がる効果があると報告されている自治体があります。
- 本県では、令和6年4月に里親支援センター¹⁰を開設し、県内3か所の児童相談所に配置している里親支援担当児童福祉司や乳児院や児童養護施設に配置されている里親支援専門員が協働して、里親支援を実施しています。里親支援センターは県内に1か所設置されていますが、県全域を1つの事業所

⁹ 家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、実施主体（都道府県又は市町村）が一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供、医療機関等の関係機関との連携を行う事業。

¹⁰ 里親制度の普及促進やリクルート、里親への養育支援、里親への研修及びトレーニング等の包括的な里親支援を実施する児童福祉施設。

でカバーすることは難しく、里親支援センターの複数設置を検討すべきとの意見もあります。

- こどもにとって、安定した養育環境と特定の養育者との関係性のもとで永続的に養育されることは、こどもの権利を実現するために必要不可欠であり、法的に安定した親子関係や永続的な養育を保障するための選択肢として、養子縁組や特別養子縁組制度の活用が推進されています。本県では、児童相談所が関与するこどもの特別養子縁組成立件数は、年度により変動はあるが、年間1～2件程度の状況にあります。特別養子縁組制度の意義等を広く県民に周知することと併せて、特別養子縁組成立後においても、児童相談所等の関係機関からの支援を継続する必要があります。

【取組の方向性】

- 里親委託率については、3歳未満(75.0%)、3歳以上就学前児童(75.0%)学童期以降の児童(50.0%)を目標値とし、里親登録数の増加、里親家庭とこどもの適切なマッチング、里親養育の質の向上等、包括的な里親支援体制の充実に向けた取組を推進します。
- 永続的な親子関係と安定した養育環境を保障するため、養子縁組及び特別養子縁組制度の意義等を広く県民に周知することと併せて、児童相談所が中心となり、里親支援センターと連携して、こどもと保護者、養親への継続的な相談支援(養子縁組成立後も含む)を実施します。

【実現に向けた具体的な取組】

- 里親制度への理解を深めることを目的とした説明会等を、児童相談所、里親支援センター、児童養護施設等が協働して開催し、里親制度の周知啓発を図ります。保育士等、こどもに携わる専門職等を対象とした里親制度の説明会等も開催し、里親確保に向けての新たな取組みも行います。
- 里親が養育場面で直面する多くの課題に対して、適切な対応ができるよう、里親支援センターが中心となり、こどもの育ちに必要な実践的な研修内容を提供し、里親養育の質の向上に向けた研修体制の充実を図ります。
- 里親委託後は、委託児童の支援計画を里親等、児童相談所、里親支援センター、里親支援専門相談員が共有するとともに、こどもの状況に応じて、定期的に見直すこととします。また、保護者との交流等が可能なこどもについては、親子交流に関する支援も併せて行います。児童相談所や里親支援センターが中心となり、里親を支援関係者が一体となって支える里親支援体制を構築します。
- 包括的な里親支援体制の充実を図るため、新たに里親支援センターの設置を検討します。
- 里親サロン等の実施を通じ、交流や日頃の養育に関する相談ができる場も提供し、里親同士が支え合う関係づくりを進めます。
- 児童相談所は、こどもを里親へ委託するにあたって、こどもと実親、里親の双方が安心できる十分な事前説明と情報提供を行います。里親委託後のこどもと実親との関係など、将来の見通しも関係者に説明し、具体的なマッチング段階では、こどもと里親の不安を解消し、双方の安心が確認できた段階で委託を行うなど、丁寧な里親委託を推進します。
- 市町村や児童相談所はもとより医療機関等の関係者に対しても、研修等を通じて、養子縁組や特別養子縁組制度を正しく理解する機会を提供し、制度の認知度向上を図ります。
- 養子縁組や特別養子縁組の推進にあたっては、児童相談所と里親支援センターが連携して対応します。養子縁組や特別養子縁組の前後で、こどもや養親への支援が途切れることのないよう継続的な支援を実施します。真実告知など養親が抱える特有の悩み等についても継続的に対応します。
- 児童相談所が関与して特別養子縁組が成立した事例については、将来、こどもが自分の出自を知りたいと思った時に対応できるよう、児童記録の永年保存を行います。

【目指す姿】

- ・里親登録数が増え、社会的養護が必要なこどもの多くが里親等で生活できる環境が整備されている。
- ・児童相談所が中心となり、里親、里親支援センター、乳児院や児童養護施設等の関係機関の連携の下、包括的な里親支援体制が整備できている。
- ・里親委託にあたっては、こどもと里親の丁寧なマッチングと継続的な支援を適切に実施できるよう児童相談所と里親支援センターの機能強化が図られている。
- ・養子縁組や特別養子縁組が、社会的養護を必要とするこどもにとって意義のある制度として、広く県民に認知されている。
- ・児童相談所や里親支援センターは、養子縁組や特別養子縁組の相談を一貫して対応できる相談機関として機能強化が図られている。
- ・こどもの出自を知る権利が保障されている。

【主な目標指標】

項目	現状（令和7年3月末）	目標（令和11年度末）
里親委託率	3歳未満（18.2%） 3歳以上就学前児童（25.6%） 学童期以降の児童（28.0%）	3歳未満（75.0%） 3歳以上就学前児童（75.0%） 学童期以降の児童（50.0%）
里親登録数	養育里親（89世帯） 専門里親（9世帯） 養子縁組里親（15世帯）	養育里親（130世帯） 専門里親（15世帯） 養子縁組里親（50世帯）
ファミリーホーム設置数	3箇所	6箇所
里親支援センター設置数	1箇所	2箇所
児童相談所及び民間の養子縁組あっせん機関を通じた特別養子縁組成立件数	年間3件	年間3件
特別養子縁組に関する研修受講人数（括弧内は児童相談所の職員数）職員	0人 (0人)	80人 (30人)

（４）施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた施設運営の充実

【現状と課題】

- 本県では、従前から乳児院や児童養護施設の小規模化に取り組み、各施設の本体施設におけるこどもが生活するホームの建物形態は全て定員6名以下の小規模化されたホームが整備されています。乳児院2施設では、1ホームの定員は全て5名で計7ホーム（定員35名）、児童養護施設5施設では、3施設で計6か所の地域小規模児童養護施設を設置（定員36名）、1施設で分園型小規模グループケア2ホームの設置（定員12名）、6名定員での小規模化されたホームは5施設で計21ホーム（定員126名）となっています。（1施設のみ、施設事情から2ホームを9名定員で運営されています。）児童養護施設5施設の入所定員は計192名で、174名が定員6名の小規模化されたホームで生活できる環境が整備されています。福祉型障がい児福祉施設の入所定員は59名で、令和6年度末時点での入所児童数は29名であり、ケア単位が小規模化された養育が実践されています。
- 県内の児童養護施設では、こどもの意見を施設運営に反映させる手法として、意見箱の設置やこども会の運営等、共通した取り組みを行っています。これらの取組と併せて、近年では、第三者的立場の者が、こどもの意見表明支援を行う仕組みの構築が求められ、本県では、令和5年6月から「県版アドボガシー事業」を開始しました。現在、試行錯誤しながら事業運営を行っています。児童養護施設への意見表明支援員の派遣は、1施設に止まっている状況であるため、施設で生活するこどもが第三者に意見表明できる機会の保障を拡大することと併せて、こどもの意見を施設運営に反映させる仕組みの構築が必要です。
- 乳児院や児童養護施設では、施設の小規模化や地域分散化と併せて、高機能化や多機能化も求められています。本県では、施設の小規模化は図られていますが、高機能化及び多機能化への取組は、各施設におい

て検討されているものの、具体の実現にはまだ至っていない現状もあります。

- 乳児院や児童養護施設では、児童相談所からの一時保護委託の依頼も多く、施設の定員の範囲内で対応していますが、一時保護委託児童と施設の入所措置児童が同じホームで生活している場合が多く、一時保護専用施設設置の必要性も高まっています。
- また、社会的養護施設では、これまで培ってきた養育の実践を地域で暮らしているこどもや保護者に還元していく取組を推進していくことが必要です。具体的には、市町村が実施主体となる家庭支援事業の実施可能性を検討し、地域の子育て支援拠点の1つとして、施設の機能を強化していくことが求められています。
- さらに、家庭養育推進原則に基づき、社会的養護施設を利用しているこどもと保護者との関係を再構築する支援も児童相談所と協働して推進していくことも必要です。
- 被措置児童等虐待¹¹の防止はもとより、児童福祉施設の現場にも導入される「こどもの性暴力防止法」への対応も今後求められることになります。こどもの権利擁護に関しては、これまで以上に取り組む必要があり、このような新たな制度にも適切に対応できる組織力の向上と個々の職員の人材育成を図ることも重要です。
- 近年、本県においては、児童福祉施設で入所しているこどもが亡くなるといった重大事案が複数発生しています。乳児院や児童養護施設等で生活しているこどもやその保護者が安心して生活できる施設運営の充実をより一層図ることが求められています。

【取組の方向性】

- 乳児院や児童養護施設で生活するこどもが小規模化や地域分散化されたホームで、家庭における養育環境と同様の養育環境で生活ができるよう、施設機能強化に関する支援を行います。
- 第三者によって、こどもの意見をくみ取る仕組みとその意見を施設等の運営に反映する仕組みの充実に向けた支援を行います。
- こどもの個別のニーズに対応できるよう、乳児院や児童養護施設の一時保護専用施設の整備を進めます。
- 社会的養護施設は、子育て支援に関する豊富なノウハウや人材を有しており、その機能等を活かし、地域への子育て支援を提供できる社会資源の中核となるよう、家庭支援事業等の推進を促進します。また、施設で生活しているこどもが地域に戻るができるよう、親子再構築支援に関する取組みも強化します。
- 社会的養護施設の職員に対して、こどもの権利擁護に対する意識のより一層の向上を図り、こどもが自分の権利が保障されていることが実感でき、安心して生活することができる施設運営を推進します。

【実現に向けた具体的な取組】

- 引き続き、施設の小規模化や地域分散化に取り組むとともに、小規模化及び地域分散化された施設でより手厚く、質の高い支援を必要とするこどもを養育していくために必要な人材育成と心理療法担当職員等の専門職員の配置や活用等による施設の機能強化を図ります。
- こどもが第三者に対し、自分の意見表明ができるよう、県版アドボガシー事業の充実を図り、全ての乳児院や児童養護施設に意見表明支援員を派遣できる環境整備を図ります。
- 乳児院や児童養護施設の高機能化及び多機能化の取組みとして、一時保護専用施設の設置、市町村が実施主体となる家庭支援事業においては、特に、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成事業の実施促進を図ります。
- 児童相談所と協働し、適切なアセスメントに基づく支援計画により、こどもや保護者の状況に応じた親子関係の再構築支援に関する取組も推進します。
- 県や県児童養護施設協議会が実施するこどもの権利擁護に関する研修体制等の強化を図り、こどもの権利擁護に対して高い意識のある職員の人材育成を図ります。
- 社会的養護施設等で入所児童に関する重大事案が発生した場合は、重大事案発生時における報告要領や公表指針に従った適切な対応を実施し、施設等で生活するこどもやその保護者が安心して生活することができる施設運営の充実を図ります。

¹¹施設職員等による児童への虐待。

【目指す姿】

- ・小規模化かつ地域分散化された乳児院や児童養護施設等で生活しているこどもの個別性を尊重した適切な支援が提供できている。
- ・乳児院や児童養護施設等の多機能化及び高機能化が図られ、地域の多様な子育て支援ニーズに対応できる子育て支援拠点としての役割を發揮している。
- ・乳児院や児童養護施設等で生活するこどもが第三者に対して意見表明できる環境が保障され、その意見が施設等の運営に反映されている。

【主な目標指標】

項目	現状（令和7年3月末）	目標（令和11年度末）
家庭支援事業の実施施設数（子育て短期支援事業を除く）	4施設	7施設
一時保護専用施設の設置	0施設	2施設

（５）児童相談所の体制強化**【現状と課題】**

- 本県では、行政圏域毎に1か所の児童相談所を設置（中央児童相談所（東部圏域）、倉吉児童相談所（中部圏域）、米子児童相談所（西部圏域））し、総務部門を除き、全て社会福祉専門職採用の職員を配置し、3か所の児童相談所に一時保護施設を付設しています。
（以下、各児童相談所の表記は、「中央児相」、「倉吉児相」、「米子児相」とする。）
- 国が示した児童相談所強化プラン等に基づき、本県では、国の配置基準を上回る児童福祉司を配置するなどの体制強化を図り、令和2年度から全ての児童相談所一時保護施設で第三者評価を受審することとし、令和5年度からは、児童相談所第三者評価の受審も開始し、児童相談所の運営面での質の向上を図る取り組みも行っています。
- また、児童相談所現場の後方支援の強化を図るため、令和5年度から倉吉児相及び米子児相を各圏域の総合事務所の一組織として位置付けるとともに、児童相談所を所管する本庁組織である家庭支援課内に児童養護・DV室を新設（室内に社会福祉専門職を3名配置）の上、執務室を中央児相の建物内に設置し、児童相談所現場と本庁組織との連携強化も図っています。
- 一時保護施設の運営面では、令和5年6月から「県版アドボガシー事業」を開始し、こどもの権利擁護を図る新たな取組を実践しています。一時保護の性質上、安全を確保するため、生活上のルールは設けていますが、服装、髪型、持ち物などは自由であり、できる限りに開放的な空間で生活できるよう努め、一時保護が開始される前の地域での生活を維持するため、保育園や学校等への登園・登校を継続することを原則とした運営を行っています。また、一時保護施設利用後、1週間経過した時点で、一時保護施設での生活等に関する満足度調査を行い、一時保護施設の運営にこどもの意見を反映させる等の取組も行っています。一方で、携帯電話等の通信機器の一時保護施設への持ち込みは制限を設けており、こどもの権利に一定の制約を行っている状況をどう解消していくか課題もあります。
- 児童相談所の人的な面での体制強化を図ってきましたが、こどもや保護者のニーズに基づいた家庭全体の包括的アセスメント力の向上、困難事例を関係機関と連携しながら適切に支援していくケースワーク力の向上、虐待をはじめとする養育上の課題に直面している家庭に対しては、親子関係の再構築を図る対応力を向上する等、支援の手法や実践を高めていく専門性を強化する取組も必要です。
- また、働き方改革や増加を続ける児童虐待への対応として、児童相談所業務の効率化を図る観点での取組と児童相談所業務を安定的に維持していくための人材確保と人材育成への対応も喫緊の課題であり、平成7年3月には「鳥取県社会福祉職人材育成方針」の見直しも行いました。

【参考】鳥取県の児童相談所設置状況（人口は、令和2年国勢調査数値）

	中央児童相談所	倉吉児童相談所	米子児童相談所
管轄区域	東部圏域（1市4町）	中部圏域（1市4町）	西部圏域（2市6町1村）
管轄人口	224,492人	99,193人	229,722人
18歳未満人口	33,890人	15,313人	34,864人
一時保護施設	有	有	有

【取組の方向性】

- 児童相談所の体制強化は、児童相談所現場の実情を踏まえ、引き続き、児童福祉司等の適正な配置と運営面の質の向上を図ることとし、県本庁や総合事務所の児童相談所現場の後方支援を行う体制整備を行います。
- 相談の受理から支援の終結まで、こどもの年齢等に応じて、適切な手法でこどもへの意見聴取や意見表明を支援し、こどもの権利が保障された相談援助活動を実施します。一時保護施設での生活も同様に、こどもの意見を反映した一時保護施設での生活日課を基本とし、個々のこどもの状況やニーズに対応した個別性も重視した一時保護施設の運営を行います。
- 支援が必要なこどもや保護者に対して、適切なアセスメントに基づく支援計画により支援を展開し、こどもや保護者の状況に応じた親子関係の再構築支援に関する取組も推進します。
- 福祉、医療、教育、司法等、こどもの支援に携わる関係機関とこどもや保護者に対する支援の考え方を共有し、適切な連携の下、個々の相談に対して、丁寧な対応を行います。
- 鳥取県社会福祉職人材育成方針に基づき、児童相談所職員の人材確保と専門性の向上に努めます。
- 児童相談所業務の効率化や働き方改革等にも取り組み、児童相談所がこどもや保護者の相談援助活動に注力できる環境整備を推進します。

【実現に向けた具体的な取組】

- 相談対応件数等に応じ、児童福祉司や児童心理司等の適切な配置を行います。また、児童相談所の運営の質を向上させるため、引き続き、児童相談所第三者評価及び児童相談所一時保護施設第三者評価の受審を継続します。児童相談所の体制強化と併せて、ICT等を活用した児童相談所業務の効率化やメンタルヘルス対策等、職員が働きやすい職場環境の整備も推進します。
- 一時保護の実施、児童養護施設等への入所措置が伴う行政処分の場合では、こどもの意見聴取を確実に実施し、こどもの年齢等に応じて、行政処分を行う必要性や今後の見通し等を丁寧に説明します。併せて、こどもの権利擁護を保障する観点から、「県版アドボガシー事業」の充実にも取り組みます。
- 児童相談所が対応する困難な相談事例に関する支援について、児童福祉審議会¹²への意見聴取を積極的に実施し、第三者の意見も参考にしながら、こどもや保護者の支援の充実を図ります。
- こどもや保護者を取り巻く環境等を踏まえた適切なアセスメントを実施するとともに、虐待等により家族と離れて生活することになったことによる分離喪失や傷つきがあるこどもへのケア、子育てに悩む保護者に寄り添った相談支援等、こどもや保護者のニーズに沿った適切な支援を実施します。
- 親子関係の再構築支援については、市町村や児童家庭支援センターとも連携し、親子関係を修復するために必要なプログラムを提供する仕組みを構築することを検討します。児童家庭支援センターには、子育てスキルの習得が安定した親子関係の構築に有効と思われる相談事例を中心に、積極的に指導委託を行うことも推進します。
- 福祉、医療、教育、司法等、他分野の関係機関との連携にあたっては、要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用し、支援が必要な世帯の情報共有を図り、他機関と協働して支援を行います。
- 人材育成に関しては、こどもの権利擁護に関する深い知識を有している、こどもを中心とした支援や保護者に寄り添った支援ができる、関係機関との連携・協働を円滑に行うことができる等、児童相談所職員として求められる資質を備えた人材育成を行います。また、児童福祉司や児童心理司に対して、的確なスーパーバイズ（指導・教育）ができる係長級又は課長補佐級の職員の育成を図ります。

¹² 児童福祉法に基づき、こどもや妊産婦などの福祉について調査、審議するために、都道府県等などの執行機関に設置される附属機関。

○鳥取県社会福祉職人材育成方針に基づき、研修、職場内OJTを通じて、計画的に職員の人材育成に取り組めます。また、市町村と児童相談所の連携強化を推進する観点から、市町村職員と児童相談所職員の人事交流も積極的に行います。

【目指す姿】

- ・こどもや保護者を支援するために必要な職員の人員体制が整備され、業務効率化や職員のメンタルヘルス対策等も推進し、児童相談所職員がこどもや保護者の支援に専念できる職場環境が整備されている。
- ・こどもの権利擁護を重視し、こどもや保護者のニーズ等に沿った支援を実行できる児童相談所職員が多く育成され、児童相談所がこども中心に運営されている。
- ・困難な相談事例に対する適切な支援や親子関係の再構築に関する支援等、児童相談所が専門性を発揮した運営を行っている。

【主な目標指標】

項目	現状（令和7年3月末）	目標（令和11年度末）
児童相談所職員が参加する各研修等の参加人数	年間 21 人	年間 50 人
児童相談所職員のこども家庭ソーシャルワーカー資格取得者数	0 人	6 人
市町村と児童相談所職員との人事交流	1 市町村	3 市町村

※現在、ペアレントトレーニングの活用を中心とした親子関係再構築支援を実施しているので、この他にも有効な親子関係再構築支援に関するプログラムの活用を検討する。

※目標指標に記載する児童相談所職員を対象とした研修は、児童福祉司任用後研修等、県本庁が主催で開催する研修の参加人数としている。（児童福祉司任用後研修は、児童福祉司に限定せず、児童心理司等の他の職種も含む。）

（6）社会的養護経験者等の自立支援

【現状と課題】

- 社会的養護経験者（ケアリーバー）¹³の生活や就労等に関する相談支援については、社会的養護自立支援拠点事業¹⁴の前進である国のモデル事業を活用し、平成20年度当時から、本県では社会的養護経験者への相談支援事業を実施してきました。
- 令和6年4月には、社会的養護自立支援拠点事業所を新たに1か所設置し、現在、2つの事業所で県全域を担当し、両事業所が連携しながら社会的養護経験者の相談支援体制の充実に努めています。
- 令和4年改正児童福祉法により、社会的養護自立支援拠点事業が児童福祉法に新たに位置づけられたことを契機に、社会的養護経験者のみならず、これまで様々な困難な状況がありながらも公的支援に繋がらなかった者も当該事業の支援対象となったことを踏まえ、今後は新たな支援対象者に対する当該事業所の周知を図っていく必要があります。
- 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型（自立援助ホーム））は、県内に5か所設置されています。令和4年改正児童福祉法により、児童養護施設等では、児童自立生活援助事業所（Ⅱ型）として、里親・ファミリーホームでは、児童自立生活援助事業所（Ⅲ型）として、20歳を超えた者を対象とした児童自立生活援助事業が実施できるようになり、Ⅲ型は3か所設置されています。
- 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型（自立援助ホーム））の利用者は、これまで就労支援等が必要な者が中心でしたが、近年は高校生の利用も増えているため、進路指導等をはじめとした高校生に向けた支援の充実も求められています。

¹³ 成人等により、児童養護施設や里親などの社会的養護の保護を離れた人。

¹⁴ 社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援につなぐため、相互の交流を行う場所や必要な情報の提供、相談や助言、帰宅先がない場合に状況が安定するまで一時的に滞在させ、住居支援や生活支援を行う事業。

○社会的養護を受けているこどもが、進学や就職により、社会に出て自立生活を維持していく際に、いつでも相談できるよう施設等が実施する退所者へのアフターケアや社会的養護自立支援拠点事業所の相談体制の充実を図ることが重要との意見があります。

【取組の方向性】

- こどもが社会的養護のもとで生活している段階から、社会的養護自立支援拠点事業所と交流を図り、将来の自立に向け、施設・里親等や児童相談所、社会的養護自立支援拠点事業所が協働して、社会的自立に必要な知識や生活スキル等を習得できるような支援を実施します。
- 社会的養護経験者だけではなく、これまで様々な困難な状況がありながらも公的支援に繋がらなかった者に対して、社会的養護自立支援拠点事業所の周知を図り、支援対象者を把握する取組も推進します。
- 成人年齢になっても支援が必要な者については、児童自立生活援助事業の活用等を通じて、自立に向けての支援を実施します。

【実現に向けた具体的な取組】

- 進学、就職等により施設等の入所措置が解除されることが見込まれる場合は、奨学金、資格取得、住居に関すること等、自立生活に必要な各種手続きなどの支援を措置継続中の段階から、施設、里親等、児童相談所、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所等のこどもを取り巻く関係機関が連携して支援します。
- こどもの自立に向けた支援を充実させるため、施設においては、自立支援員や職業指導員等の配置と措置解除後のアフターケアの取組みの充実を推進します。
- 児童自立生活援助事業所（Ⅰ型（自立援助ホーム））をはじめ里親、ファミリーホーム等における児童自立生活援助事業の実施を推進し、20歳を超えての児童自立生活援助事業の利用や、一旦、事業の利用を終えた者でも同事業の利用が必要な者に対しては、生活場所や必要な支援を提供できるよう体制整備を図ります。
- 社会的養護経験者やこれまで公的支援につながらなかった支援を要する者が、いつでも気軽に相談できるよう、社会的養護自立支援拠点事業所の周知と機能強化を図ります。
- 社会的養護経験者や公的な支援に繋がらなかった者が置かれている状況等を把握し、適切な支援につなげる仕組みの構築に向けて、児童相談所や市町村、児童福祉施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム、社会的養護自立支援拠点事業所、就労支援機関等の関係機関で構成する「社会的養護自立支援協議会¹⁵」の設置を検討します。
- 社会的養護経験者や児童養護施設等で生活しているこども達が構成されているグループが実施している交流活動や学習会等の自主的な活動とも連携し、社会的養育施策の充実強化はもとより、これらのグループの活動支援も行います。

【目指す姿】

- ・社会的養護を受けているこどもが、進学や就職等、希望する進路を自由に選択でき、自立に向け必要な支援や社会での自立生活に必要な知識等を身に付けることができる支援体制が整備されている。
- ・社会的養護経験者等が社会に出た後においても、関係機関等から適切な支援を受けられる体制が整備されている。

【主な目標指標】

項目	現状（令和7年3月末）	目標（令和11年度末）
児童自立生活援助事業所の設置	Ⅰ型（5箇所） Ⅱ型（0箇所） Ⅲ型（3箇所）	Ⅰ型（5箇所） Ⅱ型（3箇所） Ⅲ型（8箇所）
社会的養護自立支援協議会の設置	無	有

¹⁵ 児童養護施設等の措置を解除された方等の実態を把握し、都道府県における自立支援体制の評価や支援ニーズに則した支援体制等を関係機関と共有し、検討を行う協議会。

鳥取県社会的養育推進計画に関連する評価指標の一覧

指 標			R7 (R7. 3. 31)	R8	R9	R10	R11 (R12. 3. 31)
こどもの権利擁護の推進							
1	社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、施設等）に対するこどもの権利に関する研修の実施回数、受講者数	研修等の実施回数	8回	5回	5回	8回	5回
		研修等の受講者数	180人	100人	100人	180人	100人
	こども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する啓発プログラム等の実施回数、受講者数	啓発プログラムの実施回数	随時	随時	随時	随時	随時
		啓発プログラムの受講者数	129人	129人	129人	129人	129人
	こどもの権利に関する学習会への参加人数		13人	16人	19人	22人	25人
	<指標の考え方> - 関係職員の研修は、県、県児童養護施設協議会、里親支援センターが実施する研修回数とその受講者数。受講者は、R7の数値は実績数（延人員）。毎年度、100人以上の社会的養護関係者が研修受講する目標。（R7は意見表明支援員の養成研修を実施。養成研修は3年1回開催予定。） - こどもへの啓発プログラムは、施設や里親で生活しているこどもに対し、児童相談所職員がこどもの権利ノートを活用してこどもの権利に関する説明等を行った人数。R7の数値は実績数（実人員）。毎年度、R7の実績数値を下回らない129人以上のこどもに対して、こどもの権利ノートの説明を行うことを目標とする。 - 毎年度実施している「こどもの権利を学ぶ学習会（対象：施設や里親で生活しているこども）」の開催を今後も継続的に実施する。						
2	意見表明等支援事業の利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合	事業が利用可能なこどもの人数	159人	219人	285人	364人	402人
		事業が利用可能なこどもの割合	39%	54%	71%	90%	100%
		事業を利用したこどもの割合	13%	17%	21%	25%	30%
	意見表明支援員派遣施設数		4施設	6施設	7施設	8施設	9施設
	意見表明支援員登録者数		16人	16人	30人	30人	30人
<指標の考え方> - 児童相談所一時保護施設（3施設）、乳児院（2施設）、児童養護施設（5施設）、児童心理治療施設（1施設）、児童自立支援施設（1施設）に意見表明支援員を派遣することを目標。数値目標には含めていないが、里親、ファミリーホームで生活するこどもが意見表明を希望した場合も対応できる仕組みを構築する。（R7 現在、児童相談所一時保護施設（3施設）と児童養護施設（1施設）のみ意見表明支援員を派遣） - 事業の利用可能なこどもの人数は、児童相談所一時保護施設で意見表明支援事業を説明したこどもの数117名と児童養護施設1施設の定員42名の計159人。以後、意見表明支援員の派遣可能となる施設等の定員数を加えた人数を意見表明が可能なこどもの人数として設定。 - 事業が利用可能なこどもの割合は、各年度の事業が利用可能なこどもの人数をR11の最終目標である事業が利用可能なこどもの人数で除した数値を目標とする。 - 事業を利用したこどもの割合は、R11の目標値30%に向けて、各年度で均等に目標値を上げていく。 - 意見表明支援員を派遣する施設では、すべてのこどもが意見表明支援事業を活用できることを目標とするため、事業が利用可能なこどもの割合の目標値は100%とする。							
3	措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の		一時保護児童には、入所後、1週間後に一時保護施設での生活状況等のアンケート調査を実施し、その際、入所				

	整備や措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備	時に説明した権利擁護に関する事項について、改めて説明し、こどもの理解度を図り、その状況に応じて、再度説明等の対応を行う。 施設入所児童等においては、年1回、措置児童相談所が行う権利擁護面接において、こども自身の権利擁護に関する理解度を確認する。					
4	措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備	意見表明支援員を一時保護施設や児童養護施設等に派遣した場合、その活動状況について県本庁主管課に報告する仕組みとし、その報告内容に応じて、満足度等や権利侵害事案発生の有無等を確認する仕組みを整備している。					
5	児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備	鳥取県児童福祉審議会において、児童相談所が関与する児童等において、権利侵害が疑われる事案が生じた場合は、審議会に報告し、その案件を調査できる規定を設けている。また、意見表明支援員が活動の中で、こどもの権利侵害が疑われる事案を把握した際は、弁護士に相談できる仕組みを設け、弁護士が個別に調査できることも可能とする仕組みも設けている。					
6	社会的養護施策策定の際の検討委員への当事者であるこども（社会的養護経験者含む。）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備	社会的養育推進計画に限らず、県が検討する新規事業等がある場合、施設入所児童等で構成する当事者団体である「ホープ&ホーム」に随時、個別に意見を求める活動を行っている。（検討委員として出席してもらうこともあるが、当事者の意向も踏まえて、個別に対応することとしている。）また、一時保護児童や施設入所児童に対して、県が検討する施策等に関するヒアリングやアンケートも実施している。					
在宅支援の充実							
1	こども家庭センターの設置数	設置市町村数（設置個所数は各市町村に1か所設置）	5市町村	17市町村	19市町村	19市町村	19市町村
2	こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数	2回	3回	3回	3回	3回
		受講者数	43人	50人	50人	50人	50人
<指標の考え方> 市町村要保護児童地域対策協議会調整機関担当者研修、こども家庭センター統括支援員研修、県と児童相談所の連携強化に関する研修、母子保健分野に関する研修等、県が主催となって実施する市町村職員向けの研修を年3回実施することを目標とする。							
3	こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備	市町村が策定するサポートプランについて、児童相談所に配置する市町村児童福祉司が中心となり、市町村を個別に巡回し、サポートプラン策定に関する助言指導を実施する体制を整備する。また、市町村職員向けの研修においても、サポートプラン策定に関する項目を盛り込み、市町村支援を実施する。					
4	家庭支援事業の実施市町村数	子育て短期支援事業	16市町村	18市町村	19市町村	19市町村	19市町村
		養育支援訪問事業	16市町村	17市町村	18市町村	19市町村	19市町村
		一時預かり事業	17市町村	18市町村	19市町村	19市町村	19市町村
		子育て世帯訪問支援事業	10市町村	12市町村	14市町村	16市町村	19市町村

		児童育成支援拠点事業	1 市町村	1 市町村	2 市町村	2 市町村	3 市町村
		親子関係形成支援事業	4 市町村	8 市町村	12 市町村	16 市町村	19 市町村
<指標の考え方> ・個別の市町村の地域事情等を踏まえて、市町村の実情に応じて県としての支援を行う。 ・子育て短期支援事業は、県内の全ての乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの受入体制は既に整備されており、里親の多くも子育て短期支援事業の受入れが可能となっている。今後は、里親はもとより、障がい児支援事業所等においても、子育て短期支援事業の受入れが可能となるよう市町村に働きかけを行うこととする。 ・養育支援訪問事業は、全市町村で実施することを目標とし、市町村に働きかけを行う。 ・一時預かり事業及び児童育成支援拠点事業は、実施を検討する市町村に対して、事業実施にあたって必要な助言を実施する。 ・子育て世帯訪問支援事業は、実施を検討している市町村に対して、事業所が求められる研修受講について県が支援を行う等、市町村の事業所確保に関する支援を行う。 ・親子関係形成事業は、市町村によっては、単独での実施が難しい側面があるため、複数の市町村で広域的に実施する形式を市町村と検討する等、事業実施に向けての市町村支援を実施する。							
5	市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム数	里親	60 組	65 組	70 組	75 組	80 組
		ファミリーホーム	3 箇所	4 箇所	4 箇所	6 箇所	6 箇所
<指標の考え方> ・里親の登録がない市町村は、現在、4 町。県内全ての市町村で里親の登録を目指し、子育て短期支援事業の委託が可能な里親を 80 組まで増やす。将来的にファミリーホームの運営を検討されている里親等があることを踏まえ、ファミリーホームの設置箇所数は、6 か所とする。							
6	児童家庭支援センターの設置数		3 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
7	児童相談所、市町村からの在宅指導措置委託件数		32 件	36 件	40 件	45 件	50 件
8	市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数		2 箇所	2 箇所	3 箇所	3 箇所	4 箇所
9	妊産婦等生活支援事業の実施事業所数		0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	2 箇所
10	助産施設の設置数		5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
11	特定妊婦等への支援に関する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	実施回数	0 回	1 回	1 回	1 回	1 回
		受講者数	0 人	100 人	100 人	100 人	100 人
代替養育に関する支援（里親家庭での養育）							
1	代替養育を必要とするこどもの人数	0歳から2歳まで	11 人	11 人	11 人	11 人	11 人
		3歳から5歳まで	28 人	27 人	27 人	27 人	27 人
		6歳から17歳まで	143 人	141 人	140 人	139 人	138 人
2	3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、里親登録率、里親稼働率	3歳未満の委託率	18.2%	30.0%	50.0%	60.0%	75.0%
		3歳以上就学前の委託率	25.6%	30.0%	50.0%	50.0%	75.0%
		学童期以降の委託率	28.0%	35.0%	40.0%	50.0%	50.0%
		里親等登録率	85.4%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
		里親等稼働率	31.7%	50.0%	60.0%	65.0%	70.0%
3	養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数	養育里親登録数	89 組	95 組	105 組	118 組	130 組
		専門里親登録数	9 組	10 組	12 組	14 組	15 組
		養子縁組里親登録数	34 組	38 組	43 組	47 組	50 組
4	ファミリーホーム数		3 箇所	4 箇所	4 箇所	6 箇所	6 箇所
5	里親認定に係る鳥取県児童福祉審議会の開催件数	開催件数	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回

6	里親支援センターの設置数			1 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
7	児童相談所における里親等支援体制の整備			県内全ての児童相談所に里親支援専門の児童福祉司を1名配置している。				
8	基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数	実施回数		2 回	3 回	5 回	5 回	5 回
		受講者数		56 人	65 人	80 人	80 人	80 人
9	子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備			里親支援センター、施設の里親支援専門員と月1回、里親委託児童及び施設入所児童に関する情報共有を行い、里親委託や特別養子縁組の可能性等については、適宜、検討を行っている。また、児童相談所内においても、3カ月程度に1回、児童相談所が管理している相談支援ケースの支援方針の検討を行う際、里親委託や親族等養育の可能性に関する検討を実施している。				
10	児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数			年間3件	年間3件	年間3件	年間3件	年間3件
11	民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数			年間0件	年間1件	年間1件	年間1件	年間1件
12	親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の審判の申立の検討体制、里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備			里親委託及び特別養子縁組の推進という観点から、里親支援センター、児童相談所里親支援児童福祉司、施設の里親支援専門員の3者が、1カ月に1回程度の頻度で参集し、里親委託等の候補となる相談事例の情報共有を行い、個々の事例について、必要な対応策等の検討を実施している。これらの対応に加え、市町村母子保健担当者や産科医療機関等に対する特別養護縁組制度自体の啓発活動も強化する。				
13	特別養子縁組に関する研修を受講した児童相談所等の職員数（括弧内が児童相談所職員数）			0 人 (0 人)	80 人 (30 人)	80 人 (30 人)	80 人 (30 人)	80 人 (30 人)
代替養育に関する支援（乳児院や児童養護施設等での養育）								
1	小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数	小規模かつ地域分散化した施設数	乳児院	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設
			児童養護施設	4 施設	5 施設	5 施設	5 施設	5 施設
		全ての地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの箇所数	乳児院	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
			児童養護施設	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所	8 箇所
		小規模かつ地域分散化した施設の入所児童数	乳児院	35 名	30 名	30 名	25 名	20 名
			児童養護施設	192 名	180 名	168 名	162 名	156 名
2	養育機能強化のための専門職員の配置施設数及び職員数							
乳児院（2施設）								
家庭支援専門相談員	配置施設数		1 施設	2 施設	2 施設	2 施設	2 施設	
	配置職員数		1 人	2 人	2 人	2 人	2 人	
心理療法担当職員	配置施設数		1 施設	1 施設	2 施設	2 施設	2 施設	
	配置職員数		1 人	1 人	2 人	2 人	2 人	
児童養護施設（5施設）								

	家庭支援専門相談員	配置施設数	3施設	3施設	4施設	4施設	5施設
		配置職員数	3人	3人	4人	4人	5人
	心理療法担当職員	配置施設数	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設
		配置職員数	5人	5人	5人	5人	5人
	自立支援担当職員	配置施設数	1施設	1施設	2施設	2施設	3施設
		配置職員数	1人	1人	2人	2人	3人
	看護師	配置施設数	1施設	1施設	2施設	2施設	2施設
		配置職員数	1人	1人	2人	2人	2人
	職業指導員	配置施設数	1施設	2施設	2施設	3施設	3施設
		配置職員数	1人	2人	2人	3人	3人
	母子生活支援施設（5施設）						
	家庭支援専門相談員	配置施設数	0施設	1施設	2施設	2施設	3施設
		配置職員数	0人	1人	2人	2人	3人
	心理療法担当職員	配置施設数	2施設	3施設	4施設	4施設	5施設
		配置職員数	2人	3人	4人	4人	5人
	自立支援担当職員	配置施設数	3施設	3施設	4施設	4施設	5施設
		配置職員数	3人	3人	4人	4人	5人
	個別対応職員	配置施設数	4施設	4施設	5施設	5施設	5施設
		配置職員数	4人	4人	5人	5人	5人
	児童心理治療施設（1施設）						
	家庭支援専門相談員	配置施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
		配置職員数	1人	1人	1人	1人	1人
	心理療法担当職員	配置施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
		配置職員数	1人	1人	1人	1人	1人
	自立支援担当職員	配置施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
		配置職員数	1人	1人	1人	1人	1人
	児童自立支援施設（1施設）						
	家庭支援専門相談員	配置施設数	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
		配置職員数	1人	1人	1人	1人	1人
	心理療法担当職員	配置施設数	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設
		配置職員数	0人	0人	0人	0人	0人
	自立支援担当職員	配置施設数	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設
		配置職員数	0人	0人	0人	0人	0人
	職業指導員	配置施設数	0施設	0施設	0施設	0施設	0施設
		配置職員数	0人	0人	0人	0人	0人
3	養育機能強化のための事業の実施施設数（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の計14施設を対象）						
	親子支援事業	実施施設数	0施設	1施設	2施設	2施設	3施設
	家族療法事業	実施施設数	0施設	1施設	2施設	2施設	3施設
	育児指導機能強化事業	実施施設数	0施設	1施設	2施設	2施設	3施設
	医療機関等連携強化事業	実施施設数	3施設	3施設	4施設	4施設	5施設
	障害児等受入体制強化事業	実施施設数	2施設	2施設	2施設	3施設	3施設
	<指標の考え方> ・養育機能強化のための事業は、各施設の定員充足率や職員配置等、各施設の実情を踏まえ、個別に検討。 ・親子支援事業、育児指導機能強化事業は、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設での実施を想定。家族療法						

	事業は、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設での実施を想定。医療機関等連携強化事業は、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設での実施を想定。障害児等受入体制強化事業は乳児院、児童心理治療施設での実施を想定。					
4	市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（子育て短期支援事業は除く。乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設の計 12 施設を対象）					
4	市町村の家庭支援事業を委託されている施設数	施設数	4 施設	5 施設	6 施設	7 施設
	<指標の考え方> ・家庭支援事業の市町村からの委託は、施設所在地の地域の子育て支援ニーズ等の実情を踏まえ、個別に検討。					
児童相談所の体制強化						
1	第三者評価を実施している児童相談所数		3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	<指標の考え方> ・児童相談所第三者評価及び児童相談所一時保護施設第三者評価について、3 箇所の児童相談所が 3 年に 1 回、受審する。					
2	児童福祉司、児童心理司の配置数	児童福祉司	27 人	27 人	27 人	27 人
		児童心理司	13 人	13 人	13 人	13 人
	<指標の考え方> ・児童福祉司（中央児童相談所 10 人、倉吉児童相談所 6 人、米子児童相談所 11 人 計 27 人） ・児童心理司（中央児童相談所 5 人、倉吉児童相談所 3 人、米子児童相談所 5 人 計 13 人） ※児童福祉司、児童心理司の配置数の増員は、相談対応件数等を踏まえ、適宜、検討する。					
3	市町村支援児童福祉司の配置数（中央児童相談所配置）		1 人	1 人	1 人	1 人
4	児童福祉司スーパーバイザーの配置数		5 人	5 人	5 人	5 人
	<指標の考え方> ・中央児童相談所（2 人）、倉吉児童相談所（1 人）、米子児童相談所（2 名）					
5	医師の配置数（非常勤医師を各児童相談所に 2 名配置）		6 人	6 人	6 人	6 人
	<指標の考え方> ・各児童相談所に、児童虐待に精通した精神科医等 1 名及び医学判定や一時保護児童の健康診断等を行う小児科等の 2 名の非常勤医師を配置している。					
6	保健師の配置（各児童相談所に 1 人配置）		3 人	3 人	3 人	3 人
7	弁護士の配置数		県弁護士会との協定により、中央児童相談所及び米子児童相談所は週 1 回、倉吉児童相談所は 2 週間に 1 回、弁護士が児童相談所に駐在し、法律相談に対応し、駐在日以外においても、緊急に弁護士に相談できる体制を整備している。			
8	こども家庭福祉行政に携わる児童相談所職員における研修（児童福祉司任用後研修等）の受講者数		15 人	25 人	35 人	45 人
9	児童相談所職員のこども家庭ソーシャルワーカー資格取得者数		0 人	2 人	4 人	5 人
10	県と市町村との人材交流の実施体制の整備		1 市町村	1 市町村	2 市町村	2 市町村
11	専門職採用者数		本県では、従前から社会福祉専門職採用を行っており、児童相談所に配置する職員は総務部門を除き、全て社会福祉専門職を配置している。			
12	一時保護施設の定員数	定員数	22 人	22 人	22 人	22 人
13	一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等	一時保護専用施設数	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設
		里親	60 組	65 組	70 組	75 組
		ファミリーホーム	3 箇所	4 箇所	4 箇所	6 箇所

	の確保数	委託一時保護 が可能な児童 福祉施設等の 確保数	乳児院	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設
			児童養護 施設	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設
			児童心理 治療施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
			児童自立 支援施設	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設
			障害児関 係施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設
			その他の 施設等	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設
14	一時保護施設職員に対する 研修の実施回数、受講者数	実施回数	2回	3回	3回	3回	3回	3回
		受講者数	20人	30人	30人	30人	30人	30人
15	親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設 置等の支援体制の整備	親子関係再構築支援専用の担当やチームの設置までは 行わないが、3カ月に1回、児童相談所が管理している 相談事例の支援方針等の見直し・検討を実施し、その中 で、親子関係の再構築に関する支援が必要な相談事例の 検討を実施し、必要な家庭に対して、具体の支援を実施 している。						
16	親への相談支援等に関する 児童相談所職員に対する研 修の実施回数、受講者数	実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
		受講者数	27人	30人	30人	30人	30人	30人
17	児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関す る研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備	児童相談所の心理担当職員については、保護者支援プロ グラム等に関するライセンス取得を推奨し、計画的にラ イセンス取得者を増やす取組みを実施する。						
18	保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整 備	保護者支援プログラム等の民間団体への委託が可能と なるよう候補となる民間団体への働きかけを実施する。						
社会的養護経験者等の自立支援								
1	児童自立生活援助事業の実 施箇所数	I型の実施箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
		I型の入居人数	29人	29人	29人	29人	29人	29人
		II型の実施箇所数	0箇所	1箇所	2箇所	3箇所	3箇所	3箇所
		II型の入居人数	0人	1人	2人	3人	3人	3人
		III型の実施箇所数	3箇所	4箇所	5箇所	6箇所	8箇所	8箇所
		III型の入居人数	4人	5人	6人	7人	8人	8人
2	社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
3	社会的養護自立支援協議会の設置	社会的養護自立支援拠点事業所、児童相談所、市町村、 児童福祉施設、里親、就労支援機関などの関係機関で構 成する「社会的養護自立支援協議会」の設置を目標とす る。						

＜前期計画の取組に関する評価＞

1 こどもの権利擁護に関する取組

評価指標	前期計画策定時の目標	評価と課題
児童虐待の未然防止やこどもの権利擁護の重要性に関する啓発活動の充実	毎年11月に実施する「児童虐待防止予防月間」での啓発活動に加え、地域住民、若者、企業向けを対象とし、年間を通じた啓発活動を実施し、児童虐待の未然防止や子どもの権利擁護に関する重要性を周知する。	毎年11月の児童虐待予防月間において、従前から取組んできた広報媒体や街頭活動を中心とした啓発活動の実施に加えて、虐待予防に関する啓発活動等に関する取組みを行う地域住民、若者、企業に対する認定制度を令和2年度から開始した。 ＜令和6年末時点での認定数＞ ・見守りサポーター（注1） 376人 ・若者サポーター（注2） 171人 ・企業認定（注3） 39社
こども自身が子どもの権利を学ぶ取組への支援	令和2年度中に、こどもの活動を支援するための事業を県が創設し、こどもの学びや活動に対する支援を施設や行政機関等が協働して実施する。	令和2年度から児童養護施設等入所者や社会的養護経験者で構成する当事者団体の活動を支援するための補助制度を創設した。 その活動の中で児童養護施設等に現に入所しているこども達がこどもの権利に関することを学ぶための学習会を行い、日頃の施設生活に関すること、施設や児童相談所に対する思い等を施設や行政機関の管理的立場にある者に対して届ける場である「公聴会」を開催し、こども達の意見表明支援を行う取組みを実施している。 ＜こどもの権利を学ぶ学習会の参加者数＞ 令和2年度 13人 令和3年度 0人（コロナの影響で学習会未実施） 令和4年度 11人 令和5年度 12人 令和6年度 13人 ＜公聴会開催実績＞ 令和3年度 1回（意見表明児童数 7人） 令和5年度 2回（意見表明児童数 14人）
鳥取県社会的養育推進計画策定への参画	令和6年度に予定している当該計画の中間見直し時には、こどもや社会的養護経験者が計画策定に直接参画することを目標とする。	当該計画策定にあたって、県内の社会的養護経験者に個別に当該計画の内容等に意見聴取を実施した。
こどもの意見表明をサポートまたは代弁する新たな仕組みの検討	令和2年度からこどもの意見をくみ取り、第三者的な立場からこどもの意見表明をサポートまたは代弁する新たな仕組みについて検討を開始し、令和3年度中を目途に一定の結論を得る。	令和3年度から「鳥取県版こどもの意見表明をサポートする仕組み構築についての検討会」を開催し、社会的養護のこどもの意見表明支援に関する仕組み等に関する議論を開始し、令和4年度は、児童相談所一時保護施設に入所するこどもを対象に試行的な意見表明支援事業を行い、その状況を踏まえ、令和5年6月から児童相談所一時保護施設を利用するこどもに対する意見表明支援事業を開始した。 また、令和5年度において、意見表明支援事業を実施する中で、こどもへの権利侵害が把握された場合は、こども側に立って、こども権利擁護を行う弁護士（専門的アドボキッド）を派遣する仕組みを設ける等、こどもの意見表明支援の取組みと併せてこどもの権利擁護を図る新たな取組みも開始している。

注1）見守りサポーター・・・地域において、子どもや子育て家庭の見守りやアドバイスをを行う者として、県から「子ども見守りサポーター」の認定を受けた者

注2）若者サポーター・・・「体罰によらない育児」への知識を持ち、友人や同級生等と子育てや「体罰によらない育児」などについて話し合うなどにより知識の輪を広げていく者として、県から認定を受けた者

注3）企業認定・・・企業内で社員等を対象とした児童虐待に関する研修会の実施や児童虐待防止に関する啓発活動を実施し、県から認定を受けた企業

(2) 在宅支援の充実

評価指標	前期計画策定時の現状と目標	評価と課題
市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進	(現状) 令和元年度末時点における市町村子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数 11 市町 (目標) 令和4年度までに全市町村が子ども家庭総合支援拠点を設置することを目標とする。	令和5年度末までに子ども家庭総合支援拠点を設置した市町村数は、16 市町村 令和6年度以降は、こども家庭センターを設置することに目標を変更し、令和6年度末におけるこども家庭センター設置市町村数は、5 市町村
市町村子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の活性化	(現状) 県において、市町村に対する市町村子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の運営に関する支援が十分に機能していない。 (目標) 令和2年度から中央児童相談所配置の市町村支援児童福祉司が中心となり、市町村の実情に応じた支援を実施する。年度毎に、重点的に支援する市町村を定め、令和6年度中を目途に全市町村を個別に支援することを目標とする。	中央児童相談所配置の市町村支援児童福祉司が中心となり、各市町村に対し、要保護児童対策地域協議会の実務者会議のあり方等に関する支援や子ども家庭総合支援拠点（令和5年度以降はこども家庭センター）の設置促進を図るための研修会の実施や各市町村に対する個別支援を実施してきた。 なお、目標としていた個別市町村への重点的な支援は十分な実施ができていない。市町村支援児童福祉司と各児童相談所の連携強化を図ることが課題。
母子保健や子ども家庭福祉分野に従事する市町村職員の専門性の向上と人材育成への支援	(現状) 市町村職員向けの研修として、子ども家庭福祉分野は、要保護児童対策調整機関調整担当者研修や児童福祉司任用前講習会等をはじめとする県が主催で実施する研修も多いが、母子保健分野に関する研修が少ない現状。 (目標) 母子保健分野の研修を充実することに加えて、新たに市町村職員が児童相談所で実施研修を行うことを令和2年度から開始する。	市町村職員向けの研修で母子保健をテーマとした内容を盛り込む程度の取組みしか実施できず、母子保健分野に特化した研修は、十分な取組みはできていない。 市町村職員が児童相談所で研修を行う仕組みではなく、令和4年度から米子児童相談所において、児童相談所職員と市町村のこども家庭福祉担当課職員の人材育成を目的とした人事交流を開始した。
児童福祉施設等を活用した新たな在宅支援サービスの創設	(目標) 在宅において保護者を支援するためには、ショーツステイ事業等の既存の主な在宅支援サービスに加え、様々なニーズに対応できる新たなサービスが必要であるとの現場からの声が多い。 (現状) 令和2年度から母子生活支援施設や乳児院の機能を生かした新たな在宅支援サービス創設について検討する。予算措置が可能となった事業から順次、新たな事業の開始を目指す。	令和2年度から産後ケア事業の無償化や乳児院等の児童福祉施設で産後ケア事業を実施するために必要な施設整備に関する補助金を創設するなど新たな在宅支援サービスの創設を行った。

(3) 代替養育に関する支援

【評価指標】

指 標	令和2年度	令和6年度	令和11年度
登録里親数	107 世帯	117 世帯→118 世帯	142 世帯
社会的養育児童数	252 人	239 人→225 人	224 人

里親委託数	70 人	95 人→59 人	135 人
里親委託率	27.8%	40%→26.2%	60%
ファミリーホーム数	3 か所	4 か所→3 か所	6 か所

(4) 特別養子縁組の推進のための取組

評価指標	前期計画策定時の現状と目標	評価と課題
児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数	(現状) 平成28年度 2件 平成29年度 1件 平成30年度 3件 (目標) 令和2年度以降 2件	特別養子縁組成立件数 令和2年度 2件 令和3年度 0件 令和4年度 0件 令和5年度 0件 令和6年度 3件 特別養子縁組を希望する相談件数に変動があり、目標数値を達成できていない年度もあるが、実際に養子縁組を希望された相談の多くは、特別養子縁組が成立している。
特別養子縁組制度に関する研修の実施	(現状) 特別養子縁組制度に関する研修は未実施 (目標) 令和2年度以降、継続的に特別養子縁組制度に関する研修を実施する。	令和4年度以降、毎年度、市町村や児童相談所職員を対象とした特別養子縁組制度に関する研修を実施している。

(5) 児童相談所の機能強化

評価指標	前期計画策定時の現状と目標	評価と課題
児童福祉司としての勤務年数が5年以上ある者の重点配置	(現状) 令和元年度末時点で、県内の児童相談所に配置されている児童福祉司で5年以上勤務経験がある者20名中、7名 (目標) 令和4年度までに、児童福祉司で5年以上勤務経験がある者の割合を常時50%以上となること、相談部門の担当課長は、児童福祉司としての勤務経験が5年以上ある者を配置する。	児童福祉司のうち、児童福祉司として5年以上勤務経験がある者の割合 令和2年度 32% (7/22) 令和3年度 43% (10/23) 令和4年度 48% (12/25) 令和5年度 37% (10/27) 令和6年度 37% (10/27) 相談部門の担当課長の児童福祉司としての勤務経験数が5年以上ある者の配置状況 令和2年度 3名中、1名 令和3年度 3名中、3名 令和4年度 3名中、3名 令和5年度 3名中、1名 令和6年度 3名中、0名 児童相談所体制強化の一環で、児童福祉司の増員を図っていることもあり、目標数値には届いていないが、引き続き、経験年数5年以上の児童福祉司の重点配置に努め、経験年数の浅い職員の人材育成を図ることとしている。
児童相談所職員向けの研修体系に沿った研修の実施	(現状) 令和元年度において、児童相談所職員向けの研修体系の見直しを実施 (目標) その時々児童相談所の課題に対応できるよう、研修体系は、3年に1度の見直しを実施する。 令和2年度以降、児童相談所の一時保護所の担当職員には、児童養護施設等での現場研修を新たに実	児童相談所職員向けの研修体系について、一時保護施設の設備及び運営に関する最低基準が定められたことに伴い、一時保護担当職員に関する研修体系の見直しを行った。児童養護施設等の現場研修の実績は2件。

個別性の重視と開放的環境での一時保護の実施	施する。 (現状) 個々の児童の状況に応じた一時保護所での生活日課と安全・安心を確保した上で出来る限り外出制限を設けない、原籍校への通学保障を行う等、可能な限り、開放的な環境での支援を実施している。 (目標) 引き続き、個別性の重視と開放的環境での一時保護の実施を行う。	特別な事情がない限り、外出制限を設けない一時保護施設の運営と一時保護児童の原籍校への通学保障に取り組んでいる。令和5年度からは、倉吉・米子児童相談所において、通学支援のための運転士を雇用することと併せて、民間業者に一時保護児童の通学のための送迎業務を委託する取り組みを開始している。
必要最小限の期間での一時保護（委託一時保護含む）の実施	(目標) 一時保護実施の平均日数 平成30年度 一時保護所 8.1日 委託一時保護 13.8日 (現状) 一時保護実施の平均日数について、一時保護所については10日以内、委託一時保護は20日以内とする。	令和2年度 一時保護所 7.8日 委託一時保護 17.5日 令和3年度 一時保護所 7.0日 委託一時保護 9.3日 令和4年度 一時保護所 6.3日 委託一時保護 12.1日 令和5年度 一時保護所 6.1日 委託一時保護 10.6日 令和6年度 一時保護所 7.9日 委託一時保護 12.8日
児童相談所の一時保護所の第三者評価の受審	(目標) 令和元年度末時点で、児童相談所の一時保護所は、第三者評価を受審していない。 (現状) 令和2年度から、各児童相談所は第三者評価の受審を開始する。	令和2年度から令和5年度まで県内3か所の児童相談所において、毎年度、児童相談所一時保護所の第三者評価を受審した。(令和6年度以降は、各児童相談所が3年に1回の受審としている。) また、児童相談所の運営全般に関する第三者評価を令和5年度から受審することとし、令和5年度は米子児童相談所、令和6年度は倉吉児童相談所が受審した。(児童相談所の運営に関する第三者評価も各児童相談所が3年に1回受審することとした。)

(6) 社会的養護自立支援

評価指標	前期計画策定時の現状と目標	評価と課題
児童養護施設等の退所児童に対するアフターケアの実施と退所後の生活状況の把握	児童養護施設等を退所した児童へのアフターケアは、出身施設が中心となり、適宜、必要な支援を実施しているが、退所してからの年数が経つにつれて、生活状況の把握が出来なくなる事例がある。	社会的養護自立支援拠点事業所を令和6年4月から2箇所設置し、児童養護施設等と連携して、退所した者の状況把握やアフターケアを充実させる体制を整備した。